



朝日税理士法人

http://www.asahitax.or.jp

今月のNEWS(全般)

NEWS1. パート労働者の有給付与

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 被相続人の老人ホーム入所時の土地の評価について

NEWS1. パート労働者の有給付与

10月は4月入社の新入社員が勤続6ヶ月となり年次有給休暇(有給)を付与する月ですが、パートさんにも労働日数等により有給の付与が必要になります。一週間の所定労働時間が30時間以上、1週間の所定労働日数が5日以上、または年217日以上の方には正社員と同様の日数ですが、上記の時間、日数未達の者には、比例付与として下表の日数を付与します。

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続年数						
			6ヶ月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
付与日数	4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

ここで問題となるのが、年度の途中で労働条件を変更した場合です。例えば週2日から週5日の雇用契約を変更した場合ですが、有給は付与する日(基準日)の雇用契約に基づき付与日数を決めますので、基準日時点で週2日の勤務であればその後週5日に契約変更がされてもその年は週2日の欄の有給を付与すればいいことになります。また、有給取得時に支払う賃金ですが、①平均賃金 ②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金 ③標準報酬月額 となり、①~③のどれで支払うかはあらかじめ就業規則への定めが必要となります。実務上は②での支払をする企業が多いようですが、曜日等で所定労働時間が異なる場合などは①平均賃金での支払いにしておくのが公平な取扱いとなります。しかし、その都度平均賃金を計算する必要があるなど事務が煩雑になりますので注意が必要です。

NEWS2. (書籍の紹介)

自分を操る 超集中力 メンタリスト DaiGo

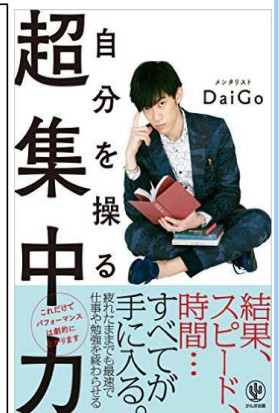
「気が散ってしまい、いつも集中が続かない」

「仕事や勉強で毎日疲れている」

「本番や締切が近づいて、せっぱ詰まっている」。そう思う方、必読です。

本書で、あなたの集中力を劇的にアップしてくれる、食事、睡眠、場所、運動、時間...など、私が選び抜いた即効性の高い18のメンタリズムをご紹介します。

集中できないのは自分が怠けているのではなく、そのメカニズムを理解していないからで、集中力はトレーニングによりさらに強化できるそうです。



情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名 古屋事務所 朝日だより担当 田中・海津・内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 稲垣健・稲垣悟・尾崎 0563-57-7850



Question

祖父は、要介護認定を受け、居住していた建物を離れて特別養護老人ホームに入所しましたが、一度も退所することなく亡くなりました。祖父が特別養護老人ホームへの入所前まで居住していた建物は、相続の開始の直前まで空き家となっていました。この建物の敷地は、相続の開始の直前において被相続人(祖父)の居住の用に供されていた宅地等に該当するでしょうか

Answer

この場合における、被相続人が所有していた建物の敷地は、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた宅地等に該当することになります。



【解説】

平成25年度の税制改正において、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地の場合であっても、

- 1.被相続人が、相続の開始の直前において介護保険法に規定する要介護認定等を受けていたこと
 - 2.その相続人が老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム等(以下「老人ホーム等」といいます。)に入居又は入所(以下「入居等」といいます。)していたこと
1. 2の要件を満たすときには、その相続人により老人ホーム等に入居等をする直前まで居住の用に供されていた宅地等(その被相続人の特別養護老人ホーム等に入居等後に、事業の用又は新たに被相続人等(被相続人又はその被相続人と生計を一にしていた親族をいいます。以下同じです。)以外の者の居住の用に供されている場合を除きます。)については、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等に当たることとされました。
- なお、この改正後の規定は、平成26年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する場合について適用されます。

これ以前は、
被相続人の身体または精神上の理由により介護を受ける必要があるため、老人ホームへの入所することとなったものと認められること。
被相続人がいつでも生活できるようその建物の維持管理が行われていたこと。
入所後あらたにその建物を他の者の居住の用その他の用に供していた事実がないこと。
その老人ホームは、被相続人が入所するために被相続人またはその親族によって所有権が取得され、あるいは終身利用権が取得されたものでないこと。
といった要件を満たしていることが必要でした。

(注)被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受けたかどうかは、その被相続人が、その被相続人が相続の開始の直前において要介護認定等を受けていたかにより判定します。

したがって、老人ホーム等に入居等をする時点において要介護認定等を受けていない場合であっても、その被相続人が相続の開始の直前において要介護認定等を受けていれば、老人ホーム等に入居等をする直前まで被相続人の居住の用に供されていた建物の敷地は、相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた宅地等に該当することになります。

参考資料等

- 租税特別措置法第69条の4第1項
- 租税特別措置法施行令第40条の2第2項、第3項
- 租税特別措置法通達69の4-7の2

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・海津・内藤・神山
西尾事務所 朝日だより担当 稲垣健・稲垣悟・尾崎

052-571-5480
0563-57-7850